

# 標識の設置について

平成 30 年 6 月 15 日の旅館業法施行条例改正に伴い、標識の設置が義務付けられました。

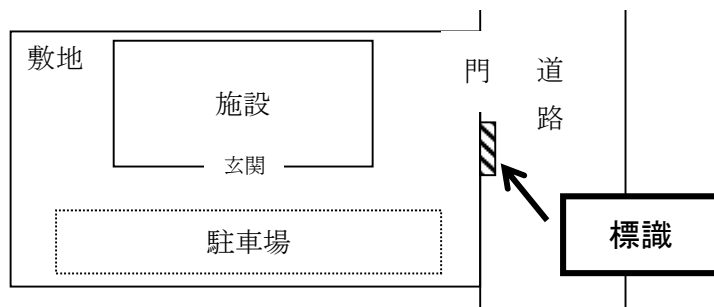
許可申請時は、公衆の見やすい場所であることが分かる配置図等を添付してください。

また、許可取得後は、合法的な旅館業施設であることが近隣住民の方に分かるよう、速やかに標識を設置してください。

## ○ 許可申請時に必要な書面

### 標識の設置場所が公衆の見やすい場所であることが分かる配置図等

例：施設の配置図に書き込む場合



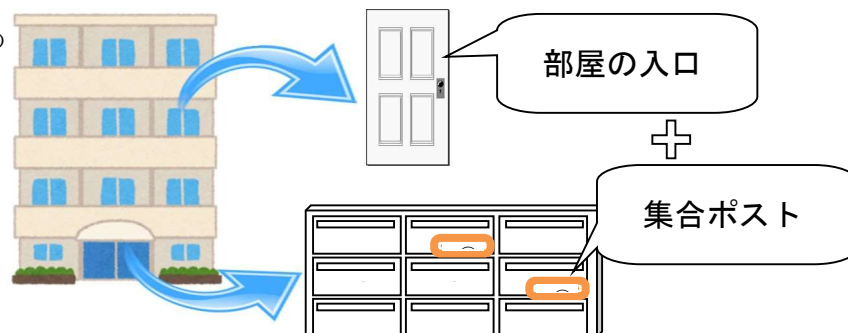
## ○ 設置場所

### 公衆の見やすい場所（施設や敷地の外部から容易に確認できる場所）

戸建ての場合の  
設置場所の例



集合住宅の場合の  
設置場所の例



## ○ 標識の内容

- ・ 旅館業の施設の名称
- ・ 許可番号
- ・ 常時連絡の取れる連絡先（営業者が常駐しない場合のみ）



※決まった様式はありません。